

荒川区バドミントン協会レディース部 規約

荒川区バドミントン協会

会長 久保田 剛

レディース部 部長 米山 千鶴子

(1) 登録について

レディース登録資格は、荒川区バドミントン協会登録者（高校生含む）とする。

(2) 移籍について

①移籍後1年間は団体戦に限り試合に出場できないこととする。

②クラブ間の移籍は原則1回限りとする。

③例外登録として以下を認める。

現在登録しているクラブを諸事情により翌年以降登録を見合わせ、
再度同クラブに登録する場合には1回の移籍とはならないで普通登録とする。

ただし、外のクラブに登録した場合は移籍となる。

④レディースの講習会、親睦個人戦、親睦団体戦の参加は認める。

※上記規定に違反した場合、登録先のクラブチームと登録者は1年間協会主催の大会に出場できない
こととする。

（事情により考慮することもあり、協会一任とする）

平成26年2月26日決議

令和5年12月17日改訂

令和7年5月17日改訂